

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……
- 肥料登録の失効……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一案件)……(産業労働局商工部地域産業振興課)……
- 消防法に基づく命令……(東京消防庁)……

告示

● 東京都告示第千九百九号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、葛飾区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月九日

- 東京都知事 外 添 要 一
- 一 測量施行者 葛飾区
 - 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
 - 三 測量の区域 葛飾区青戸七丁目地内
 - 四 測量の期間 平成二十六年八月二十八日から平成二十七年二月二十五日まで

東京都告示第千百十号

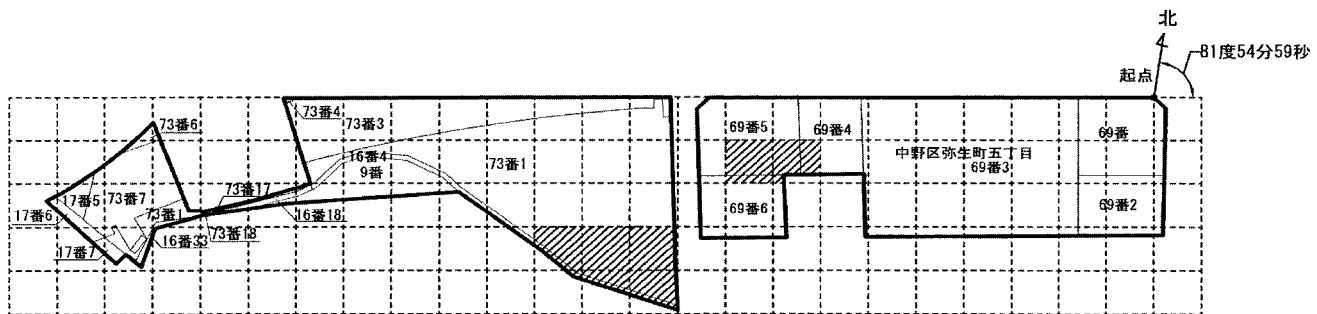
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区弥生町五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において構すべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



凡例
 — 敷地境界線
 - - - 筆境界
 --- 単位区画
 [斜線] 要措置区域

【起点】
 起点は、中野区弥生町五丁目69番の最北端とする。

【格子の回転角度 81度54分59秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百一十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、平成二十七年三月二十一日をもって次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月九日

東京都知事 舩 添 要 一

登録番号	東京都第九四一号	肥料の種類	副産石灰肥料	肥料の名称	五〇副産石灰	保証成分量(%)	アルカリ分 五〇・〇	その他の規格	公定規格のとおり	生産業者の名称及び住所	キユートータマゴ株式会社 調布市仙川町二丁目五番地
------	----------	-------	--------	-------	--------	----------	---------------	--------	----------	-------------	------------------------------

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年七月九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西多摩郡日の出町大字大久野 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二
字萱窪千十番三、千十一番二、千三百十八番地
千十四番三、千二十九番三及 株式会社武蔵野不動産
び同番四 代表取締役 中村 潤

昭島市緑町三丁目二千五百七 東大和市上北台一丁目四番
十六番二、二千五百七十七番 地の十七
十五及び同番十六 株式会社クライスコーポ
レーション
代表取締役 丸身 忠

国分寺市並木町一丁目十八番 国分寺市並木町一丁目十八
五、同番三十四、同番三十八 番地五
及び同番三十九 吉野 秋正

青梅市塩船四十一番七、同番 青梅市師岡町四丁目七番地
七地先、四十二番一、同番二、一
四十三番一、同番三、四十四 西和商事株式会社
番一、四十五番一、四十六番 代表取締役 小野 邦晃
一から同番四まで、同番四地 青梅市藤橋一丁目四百十七
先、同番十一、四十七番から 番地十九
五十六番まで、大門一丁目七 有限会社大野ハウジング
百八十三番及び七百八十六番 取締役 澤田 豊
の一部

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年七月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年七月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 DCMホームマック八王子みなみ野店
- 二 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番一号
- 三 設置者名 DCMホームマック株式会社
- 四 設置者住所 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番一号
- 五 変更前の店舗名 ホームマックスパーデポ八王子みなみ野店
- 六 変更後の店舗名 DCMホームマック八王子みなみ野店
- 七 変更前の店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番地二
- 八 変更後の店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番一号
- 九 変更前の設置者名 ホームマック株式会社

十 変更後の設置者名 DCMホームマック株式会社

十一 変更前の小売業者の氏名又は名称 ホームマック株式会社ほか一社

十二 変更後の小売業者の氏名又は名称 DCMホームマック株式会社ほか一社

十三 変更日 平成二十七年三月十七日ほか

十四 届出日 平成二十七年五月十八日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 平成二十七年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十七年七月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年七月九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 東金ビル
- 二 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号
- 三 設置者名 株式会社Olympicグループ
- 四 設置者住所 立川市曙町一丁目二十五番十二号
- 五 変更前の駐車場の数及び位置 三か所 店舗東側ほか
- 六 変更後の駐車場の数及び位置 二か所 店舗東側
- 七 変更日 平成二十七年七月十日
- 八 届出日 平成二十七年六月四日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十七年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 西友練馬店B館
- 二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号
- 三 設置者名 西武鉄道株式会社

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号

五 変更前の駐車場の数及び位置 一か所 隔地

六 変更後の駐車場の数及び位置 四か所 隔地

七 変更日

八 届出日 平成二十七年七月三日

九 縦覧場所 平成二十七年六月八日

十 縦覧期間 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧時間 平成二十七年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により命令を行ったので、同条第五項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年七月九日

東京消防庁

京橋消防署長 増 田 哲 生

一 防火対象物の所在地 中央区八丁堀三丁目二十三番六号

二 防火対象物の名称 そば処松月(安達ビル一階)

三 命令を受けた者

四 命令事項

株式会社松月
代表取締役 安達 徹

五 命令年月日

平成二十七年三月十一日

平成二十七年三月十一日二十三時までに、安達ビルの屋外階段一階から二階に存置されている冷蔵庫二台、段ボール箱四十箱、スチールラック一台、木製棚三台、脚立一台、一斗缶二缶、ビニールシート一枚、一升ビン入りプラスチックケース一個、ペットボトル十三本、傘六本、ねぎ一束、プラスチックケース八ケース、ビニール袋二十四袋、発泡スチロール箱五箱、スプレ1缶三缶、紙包み一個、紙袋十袋、ちりとり二個、みそ二個、その他物件を除去すること。

発行 東京都
東京新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円
六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002